

## 森林経営計画の施業の実施に関する基準の概要

	公益的機能別施業森林区域外 (森林施業の合理化に関する基準)	公益的機能別施業森林区域 (公益的機能別森林施業の実施に関する基準)				
		水源涵養機能維持増進森林 (伐期の延長を推進すべき森林)	山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化 機能維持増進森林			保健文化機能維持増進森林 に限る。
			長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を 推進すべき森林	
<b>適正な植栽</b>	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】 標準的な植栽本数を2年以内に植栽					
<b>適正な間伐</b> <small>※間伐：おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採</small>	市町村森林整備計画に定められた間伐の間隔に従った間伐		【単層林である場合】 Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう間伐			
<b>主伐</b>	<b>適正な林齢での主伐</b>	標準伐期齢以上	標準伐期齢+10以上	標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢として市町村森林整備計画において定められた林齢以上	標準伐期齢以上	
	<b>適正な伐採の方法</b>	【皆伐を行う場合】 伐採跡地の面積が連続して20ヘクタールを超えないこと		伐採率70%以下の伐採	伐採率30%以下の択伐 【伐採後の造林を人工植栽による場合】 伐採率40%以下の択伐	
	<b>適正な伐採立木材積</b>	伐採材積が年間成長量(カメルルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下			【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木材積が確保されること	
	【木材生産機能維持増進森林の場合】 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメルルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下		標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること	【それ以外の一般樹種】 年間成長量に5を乗じて得た材積を、特定広葉樹が標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超える立木材積で補正した材積以上	
				立木材積：下層木を除いてRy0.75以上 伐採材積：Ry0.65以下となるよう伐採		

計画対象森林  
に係る規律

計画的伐採対象森林  
に係る規律